

札幌日本大学学園

いじめ防止基本方針

1. いじめ防止に関する考え方

(1) 基本理念

いじめは、生徒の心に大きな傷を残し、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、人権に関する重大な問題である。

全教職員が、いじめ行為、またそれらを傍観する行為も絶対に許さない姿勢で臨み、どのような些細な事例でも生徒に対し親身になって相談に応じることが必要である。そのことが、いじめ事象の発生を未然に防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校における教育活動全体において生命や人権を大切にする姿勢を育てることや、教職員自身が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つ存在として尊重し、生徒の健全な発達を支援するという立場で指導を徹底することが重要となる。

本校は、「一人一人の生徒を大切に育てることを基本として、国際性を身につけるなど豊かな感性を培い、進路実現のため、具体的かつ実践的な指導方針を定めて、教育活動を推進していく。」を教育目標としており、いじめ防止の観点においてもその実現をめざし教育活動にあたるものとする。

(2) いじめ防止等のための組織

- ・「生徒指導委員会」

①いじめ対策防止部会

<構成員>

- ・教頭、生徒指導部長、生徒指導副部長、教務部長、学年主任、特進主任、スクールカウンセラー、委員長がその都度指名した者

<役割>

- ・いじめ防止にかかる基本方針の策定
- ・校内研修（教職員）
- ・年間計画の企画・実施
- ・アンケート実施
- ・生徒向けの啓蒙活動の企画
- ・取り組み状況の把握・検証

②生徒問題対策部会

<構成員>

教頭、生徒指導部長、生徒指導副部長、生徒指導部員、当該学年主任・

担任、スクールカウンセラー、委員長がその都度指名した者

<役割>

- ・生徒指導原案の作成（いじめ問題含む生徒指導事案全般）
- ・いじめアンケート結果集約および対応

（3）年間計画

	高校（一貫含む）	中学
4月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策防止部会① (年度計画の確認)・スクールカウンセラー 相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策防止部会① (年度計画の確認)・スクールカウンセラー 相談窓口の周知
5月		<ul style="list-style-type: none">・教育講演（外部講師）
6月	<ul style="list-style-type: none">・いじめアンケート①・いじめ対策防止部会②	<ul style="list-style-type: none">・いじめアンケート①・いじめ対策防止部会②
7月		
8月	<ul style="list-style-type: none">・校内研修	<ul style="list-style-type: none">・校内研修
9月		
10月	<ul style="list-style-type: none">・教育講演（外部講師）	
11月	<ul style="list-style-type: none">・いじめアンケート②・いじめ対策防止部会③	<ul style="list-style-type: none">・いじめアンケート②・いじめ対策防止部会③
12月	<ul style="list-style-type: none">・人権講話（校長）	<ul style="list-style-type: none">・人権講話（校長）
1月	<ul style="list-style-type: none">・（校内研修）	<ul style="list-style-type: none">・（校内研修）
2月		
3月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策防止部会④	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策防止部会④

（4）取組状況の把握・検証

いじめ対策防止部会を年4回実施し、最後の会議において、該当年度の取り組みについて反省を行う。特にいじめの事例について対処がうまくいかなかったケースの検証を行い、必要であれば基本方針の見直しを行う。

2. いじめの防止

(1) 基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第1章第二条）

問題とされる行為が「いじめ」に該当するかどうかの判断は、被害者側の生徒の立場に立って考えることが重要である。この時、いじめには多様な形態があることを認識し、問題とされる行為の発生時における生徒本人や周囲の状況等を客観的に事実確認し、関係生徒の表情や様子をきめ細やかに観察するなど、「心身の苦痛を感じている」かどうかを慎重に見極める必要がある。

[具体的ないじめの形態例]

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 意図的に仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる など

(2) いじめの防止のための措置

いじめの問題をより根本的に克服していくためには、「いじめはどこにでも起こりうる」との認識を持って、いじめの未然防止に取り組むことが重要である。

特に生徒がいじめに向かうことなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある人間への成長を促しながら、いじめを発生させない環境を作っていくためには、教職員を中心とした継続的な取組が必要である。

いじめ問題の解決のためには、加害・被害の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる生徒への働きかけと意識改善が大切であり、生徒自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を持つことで、いじめの多くは抑止できるものと考えられる。

このため、学校の教育活動全体を通じ、生徒の情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度・社会性など、心豊かな人間を育てるこ

とが大切である。

いじめの背景には、家庭や所属団体によるストレス等の要因が原因となっている場合が考えられる。その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

このような学校生活づくりのため、教職員に対しては、校内研修の場を通じて、いじめについての共通認識できるような取り組みを行い、また生徒に対しては、LHR の時間を活用していじめ防止について認識を深める取り組みを行う。

3. 早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥じたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたることが難しい状況にある生徒が、いじめにあっている場合は長期化、深刻化する可能性がある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないために、休み時間や昼休み、掃除の機会に、生徒の様子に目を配ることが必要である。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも情報交換し、生徒理解を共有することも大切である。

(2) いじめ早期発見のための措置

- ・ 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年2回実施する。
- ・ 年2回実施している三者懇談会で、家庭での生徒の様子を聞き、良いところや気になるところ等を確認する。
- ・ 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておく。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有することも大切である。

4. いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめの被害にあった生徒のケアを最優先するとともに、いじめ行為に及んだ生徒の原因や背景を把握し指導に当たることが再発防止に必要である。

いじめた生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた生徒は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の成長する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、いじめ行為に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの疑いがある行為（遊びや悪ふざけなどを含む）を発見した場合、その場でその行為を止める。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先するよう配慮する。

発見した教員は、担任、生徒指導部に報告し、いじめ対策防止部会と連携し、その後の対応を協議し、必要であれば、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなど事実確認を行う。

事実確認の結果、いじめが認知された場合、いじめ対策防止部会で該当事例について協議し、必要であれば関係機関と相談する。被害生徒・加害生徒の保護者への連絡については、速やかに行う。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめ対策防止部会において、いじめにあった生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を作ることを第一に考え、対応を考える。その際、学校の対応については保護者に事前連絡し共通理解を図る。また、専門機関の連携が必要と判断した場合については協力を依頼し、連携して支援にあたる。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめ対策防止部会において、いじめを行った生徒が、自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導を計画し実行する。その際、学校の対応については保護者に事前連絡し共通理解を図る。また、専門機関の連携が必要と判断した場合については協力を依頼し、連携して支援にあたる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、煽るような行為をしていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、い

じめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

(6) ネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策防止部会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、外部機関と連携して対応する。

また、情報モラル教育を進めるため、情報において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(7) 重大事態への対応

重大事態としては以下のような事例を想定する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席すること疑いがあると認められる場合

重大事態が発生した場合については、いじめ対策防止部会においてその後の対応を協議するとともに、道学事課に所定の書式によって報告するものとする。